

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書を一部開示とした決定は、改正前の鹿児島県情報公開条例（昭和63年鹿児島県条例第4号。以下「旧条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものではなく、取り消す必要はない。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成15年11月7日付けで開示請求を行った。

これに対し実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書を「鹿児島県知事が平成12年1月17日付け建第359号の弁明書を建設大臣に提出した際の起案文書、添付された説明書及び資料」（以下「本件対象公文書」という。）と特定し、平成15年12月1日付け建第297号で一部を開示する決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成15年12月17日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成15年12月1日付け建第297号で一部開示された公文書全部の資料の開示を求める」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述の中で述べている異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

ア ○○○○○協同組合とその組合員との間に借家条件裁定書が申立書も存在せずに施行者が解散認可申請書を提出した理由の弁明資料の開示がない。

イ 平成8年4月26日○○○○○○市街地再開発組合の解散認可申請書は粉飾による作成が明らかであり、その解散を認可した適法性の根拠と資料の開示を求めるものである。

ウ 鹿児島県知事の認可規約原本に基づく施設建築物全体の管理組合の総会も開催されず役員も選出されず収支予算，事業計画，長期修繕計画も存在せず区分所有法第25条の管理者の選任もなされていない理由の資料開示を求める。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は，次のとおりである。

#### (1) 本件対象公文書の性格

鹿児島県知事が，平成11年3月31日付けで行った〇〇〇〇〇〇〇市街地再開発組合の解散認可の処分（以下「解散認可処分」という。）について，行政不服審査法第5条第1項の規定に基づき，審査請求人から審査請求書が建設大臣に提出され，建設大臣は，同法第22条の規定に基づき鹿児島県知事に弁明書の提出を求めた。

本件対象公文書は，鹿児島県知事が建設大臣に解散認可処分に係る弁明書を提出した際の起案文書，添付された説明書及び資料である。

#### (2) 一部開示の理由

本件対象公文書は，いずれも平成13年4月1日前に作成し，又は取得したものであることから，条例附則第3項の規定により，旧条例第8条の規定に基づき開示の適否を判断した。

その結果，次のとおり本件対象公文書に同条の不開示情報が含まれていたため，当該不開示情報に該当する部分を除いて一部開示としたものである。

#### ア 旧条例第8条第1号（法令秘情報）該当性

本件対象公文書のうち，建物明渡等仮処分命令の認可決定の保全抗告事件に係る福岡高等裁判所宮崎支部の決定書及び準備書面については，民事保全法第5条に定める事件の記録であるが，同条においては，「保全命令に関する手続又は保全執行に関し裁判所が行う手続について，利害関係を有する者は，裁判所書記官に対し，事件の記録の閲覧を請求できる」と規定されている。

訴訟記録については一般に何人も閲覧の請求ができるのに対し（民事訴訟法第91条第1項），民事保全法第5条は閲覧請求者を裁判所が認める利害関係人に限定しており，県は利害関係を有する者であるか否かの判断ができないことから，旧条例第8条第1号の不開示情報に該当するものと認められる。

#### イ 旧条例第8条第2号（個人情報）該当性

本件対象公文書記載事項のうち審査請求人の氏名，住所及び印影，公文書等一部

開示決定通知書の相手方氏名，公文書の公開請求について（回答）の相手方氏名，清算人の住所及び履歴，写真中の氏名，撮影者の氏名及び撮影場所説明図の個人の名について，同号本文の「個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，又は識別され得るもの」であることは明らかであり，また，同号ただし書のいずれにも当たらないことから，同号の不開示情報に該当するものと認められる。

ウ 旧条例第8条第4号（犯罪捜査等情報）該当性

本件対象公文書記載事項のうち審査請求人の印影は，開示することにより悪用されるおそれがあり，同号の不開示情報に該当するものと認められる。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は，本件異議申立てについて，以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年12月26日	諮問を受けた。
平成16年3月22日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
3月31日	異議申立人に処分理由説明書を送付し，意見書の提出を求めた。
4月12日	異議申立人から意見書を受理した。
平成17年6月15日	諮問の審議を行った。
8月19日	諮問の審議を行った。（実施機関から本件処分の理由等を聴取）
9月13日	諮問の審議を行った。（異議申立人から意見を聴取）
10月19日	諮問の審議を行った。
11月10日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は，本件対象公文書について審査した結果，以下のとおり判断する。

ア 本件対象公文書の内容

本件対象公文書は，鹿児島県知事が建設大臣に解散認可処分に係る弁明書を提出した際の起案文書とその添付資料である。

添付されている資料は，弁明書，解散認可書，審査請求書と弁明書における双方主張の対照表，建物明渡等仮処分命令の認可決定に対する保全抗告事件の決定書，建設大臣から鹿児島県知事に対する「審査請求書の副本の送付及び弁明書の提出について」の通知文，建設省から鹿児島県知事に対する事務連絡文，審査請求書の副本及び都市再開発法等の解説書の抜粋である。

また、審査請求書の副本には、鹿児島市議会建設委員会陳情第18号の審査記録、公文書等一部開示決定通知、第1回臨時総会清算人の選任の議案、公文書の公開請求について（回答）、家屋閉鎖登記簿謄本、写真、写真撮影報告書及び福岡高等裁判所宮崎支部平成8年（う）第○平成9年○月○日提出の準備書面が添付されている。

#### イ 法令秘情報について

旧条例第8条第1号は、「法令又は条例の定めるところにより開示することができないとされている情報及び法律又はこれに基づく政令により知事その他の執行機関の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務に関して、主務大臣若しくは他の地方公共団体その他公共団体の長又はこれらの者から権限の委任を受けた者から開示してはならない旨の明示の指示がある情報」については、開示しないことができると規定している。

これは、法令又は他の条例の規定により開示することができないとされている情報が記録されている公文書等は当然に開示できないものであるが、この条例においても非開示とすることを改めて規定したものである。

本件対象公文書のうち、建物明渡等仮処分命令の認可決定の保全抗告事件に係る福岡高等裁判所宮崎支部の決定書及び準備書面については、民事保全法第5条の「事件の記録」に該当すると認められる。

同条においては、「事件の記録の閲覧」は「利害関係を有する者」に限って請求できることとなっており、利害関係を有する者以外の者は閲覧ができない規定となっていることから、旧条例第8条第1号に該当すると認められる。

#### ウ 個人情報について

##### (ア) 旧条例第8条第2号本文該当性

同号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」については、開示しないことができると規定している。

これは、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーは最大限保護する必要があること、また、個人のプライバシーの概念は法的に未成熟でもあり、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることから、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は識別され得る情報については、原則として不開示とすることを定めたものである。

本件対象公文書のうち、「弁明書」、「建設大臣から鹿児島県知事に対する「審査請求書の副本の送付及び弁明書の提出について」の通知文」、「建設省から鹿児島県知事に対する事務連絡文」及び「審査請求書の副本」における審査請求人

の氏名、住所及び印影、「公文書等一部開示決定通知書」における相手方氏名、「公文書の公開請求について（回答）」における相手方氏名並びに清算人の住所及び履歴、「写真」における氏名並びに「写真撮影報告書」における撮影者の氏名及び個人の名字については、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため、同号本文に該当すると認められる。

(イ) 旧条例第8条第2号ただし書該当性

同号ただし書は「ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる」とされている情報、「イ 実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した情報」及び「ウ 法令等の規定による許可、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」については同号本文に該当する場合であっても、開示しなければならないと規定している。

これは、法令等の定めるところにより何人でも閲覧できる情報、公にすることを目的としている情報及び許可、届出等に際し、作成又は取得した情報で開示することが公益上必要であると認められるものについては、開示することができるものとしたものである。

上記(ア)で不開示としたこれらの情報は、何人でも閲覧できる情報ではなく、公表を目的として作成し、若しくは取得した情報又は開示することが公益上必要であると認められる情報にも該当しないため、同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

エ その他の主張

異議申立人は、〇〇〇〇〇〇〇市街地再開発組合の解散認可申請書は粉飾による作成が明らかであり、その解散を認可した適法性の根拠と資料の開示を求めること等について主張しているが、これは開示請求制度とは別の問題であることから当審査会では判断しない。

以上のことから、本件対象公文書のうち不開示とした部分は、旧条例第8条第1号及び第2号に該当し、開示しないことができるものであり、その他の条項の該当の有無について判断するまでもなく、実施機関の決定は妥当であるので、「1 審査会の結論」のとおり判断する。